●生涯学習●まちづくりQ&A

～ 防犯で明るいまちづくり ～

Q　八潮市における犯罪の現状と個々の対策等について教えてください。

A　犯罪の発生状況・・・市内では、ひったくり・車上狙い・自動車盗などの街頭犯罪や、住宅への侵入盗など、生活に身近な場所で発生する犯罪が急増しています。また、子どもを狙った犯罪も県内各地で発生しており、注意が必要です。

防犯のまちづくり・・・こうした犯罪は、犯罪を行えそうだという「機会」に乗じて実行されるのが特徴です。そのため、これらの犯罪を防ぐには、個人個人が防犯意識を高めることや、犯罪を起こさせにくい地域環境をつくることが大切です。

犯罪者は、地域の目がある、住民同士のつながりが強い地域を避ける、といわれています。ちょっとした心がけにより、自分たちの暮らす地域を犯罪から守りましょう。

地域の取り組みとは・・・こんな取り組みでも防犯に効果的です。

▼地域でお互いにあいさつを交わす。
▼出かける時、近所に一声かける。
▼子どもの登下校時に犬の散歩や庭の水まきをするなどし、地域で子どもを見守る。
▼夜間に門灯を一斉点灯する。

防犯を目的とした活動には、次のようなものがあります。

▼防犯パトロール
▼地域安全点検
▼安全マップづくり

急増中オレオレ詐欺、架空請求にご用心

最近は、オレオレ詐欺の手口が巧妙になっており、警察官をかたって示談等の請求を行うケースが増えています。注意してください。

被害にあわないために、必ず身内の当事者（夫・子ども等）に確認しましょう！

問交通防災課☎㊥305、草加警察署☎943・0110

本市の主な犯罪発生状況（平成15年度）

刑法犯認知件数		2,066件
犯罪率（人口1,000人当たりの刑法犯認知件数）		27件
主な罪種	自転車盗	330件
	車上狙い	266件
	自動車盗	132件
	ひったくり	68件

生かしてます あなたの税

～ 個性あふれる豊かな市民文化づくり ～

資料館では、個性あふれる豊かな市民文化づくりをめざして、市域に関わる様々な収蔵資料を基に展示会を開催しています。

収蔵品には、先人が使った身近な道具類や記録文書があり、次代へのかけがえのない文化遺産となっています。これら文化遺産を身近に感じ、豊かな市民文化づくりのため、企画展等を実施しています。

資料館では、これからも魅力ある企画展等を開催していきますので、たくさんの市民の方々のご来館をお待ちしています。

（単位：円）

	展示事業費	主な展示
平成11年度	3,033,907	企画展「掲げられた祈り」
		収蔵品展「嫁－結婚そして出産」
平成12年度	2,127,844	企画展「記録～八潮の20世紀」
		収蔵品展「娯楽～むらのたのしみ」
平成13年度	1,891,039	企画展「生活の中の用水」
		収蔵品展「人々のくらしと民具」
平成14年度	301,434	収蔵品展「公文書でつづる八潮の歴史」
		収蔵品展「下妻街道を往く」
平成15年度	373,240	収蔵品展「八潮の匠」
		日本画展「上條肇」作品展
		収蔵品展「八潮の仏画」

問文化財保護課☎997－6666

こちら…教育委員会

『確かな学力』をはぐくみます!!
～学力向上フロンティアスクール事業～

子どもたちに「確かな学力」をつけるためには、一人ひとりの能力や意欲・関心等に応じた学習を進めることが重要です。市内の小・中学校では、文部科学省等より指定を受け、児童・生徒の学習状況に合わせた習熟度別指導法や個に応じた学習指導法の研究・実践に取り組んでいます。

市内の学力向上フロンティアスクール指定・研究委嘱校を紹介します。

八幡中学校（文部科学省・埼玉県教委指定）

中学校の指定校は、八幡中学校を含め県内で11校です。「学び方ハンドブック」を作成し、数学や英語を中心とした少人数指導に取り組み、学力の向上に努めています。

八條北小学校（文部科学省・埼玉県教委指定）

八條北小学校は、県内小学校の指定校25校のうちの1校です。少人数指導に取り組み、国語、算数の基礎・基本を確実に身につける指導法の工夫・改善を行っています。

大瀬小学校（八潮市教委委嘱）

算数を中心に少人数指導に取り組み、子どもたちが学ぶ楽しさを実感できる授業をめざしています。また、教室の掲示等、学習を支える環境整備にも力を入れています。

本市では、『きめ細やかな教育』を実現するため、市内15校全校が研究委嘱を受け、一人ひとりの学習を大切にした授業になるよう、研究・実践しています。また、学生ボランティア補助教員を活用した授業や地域の方に積極的に参加していただく授業にも取り組んでいます。その結果、児童・生徒がより生き生きと学習するようになってきています。

問指導課☎㊥359

くらしの豆知識

賃貸住宅からの退去時、『敷金トラブル』にご注意！

退去時に、「入居時と同じ状態に戻すため」と言われ、敷金以上の金額を請求される場合があります。私たちは、どこまで負担しなければならないのでしょうか。国土交通省が示したガイドラインにそって事例相談を考えてみましょう。

【事例相談】

Aさんの場合・・・2年間入居したアパートを退去した。タバコで畳1枚を焦がしたようだ。ハウスクリーニングやクロスの張替え、畳の表替え等で総額28万円近く請求された。契約書には、借主がハウスクリーニング代などを負担するとは書かれていない。

Bさんの場合・・・5年間入居していたアパートを退去。契約書の特約では、借主が畳の張替え、ハウスクリーニング代を負担することになっている。他に壁紙などの交換費用も請求されている。

【お答えします】

敷金の精算に際して根拠とする『原状回復』とは、『借りた時と完全に同じ状態に戻すこと』ではありません。原則として、「自然な劣化・損耗や通常使用による損耗等」は、貸主の負担となります。また、「借主の故意や不注意、管理者の注意義務に違反したことによる破損・損害など」は借主の負担になります。

Aさんの場合、タバコで焦がした畳の表替えについては、「借主の不注意による破損」に当たるので、Aさんの負担になります。ただし、その他のハウスクリーニング、クロスの張替え等については、通常の使用の範囲内であれば、原則どおり貸主の負担となります。

Bさんのように特約のある事例の場合、ガイドラインでは、通常の借主の負担範囲を超える特約の条件として、次のものを掲げています。

①特約の必要があり、かつ、暴利的でないなどの客観的、合理的理由が存在すること②賃借人が特約によって、通常の現状回復義務を超えた義務を負うことについて認識していること③賃借人が特約による義務負担の意思表示をしていること。

つまり、特約があっても、①②③の条件を満たしていなければ、借主は貸主に対し、特約として認められないと主張できることになります。

こうしたトラブルを未然に防止するためにも、契約する時は条件をよく確認しましょう。

問商工振興課☎㊥336、県消費生活支援センター春日部☎048・734・0999

BOOKS 図書館だより

八幡☎995-6215
八條☎994-5500

▼赤ちゃん絵本の選び方

幼いころの記憶は、心の奥にしっかり刻み込まれているもの。それだけに幼児期の絵本体験は、とても大切なのです。

「**絵本はやっぱり、絵が命！**」というように、絵が生き生きとしていて、絵だけでストーリーが分かるようなものが良いとされています。

また、どんな名文でも、絵と一致してなくては失格です。補足や説明が必要な文章もだめです。だからといって、説明だけで終わっているのもいただけません。

形や大きさも、とても大切です。特に赤ちゃん絵本では、手で触ったり、舐めたりしますので、持ちやすさや、前述の点に配慮がなされているものが好ましいのです。

そして一番大切なことは、**絵本は楽しむためのもの**だということです。勉強のため、ものを覚えるためという副次的な効果を期待することもありますが、読後に心の底から〝楽しかった〟と感じられるものこそ、すばらしい絵本だといえるでしょう。

▼図書館にある赤ちゃん絵本の紹介

●「じゃあじゃあびりびり」
●「にゅるぺろりん」
●「きんぎょがにげた」

■休館日のお知らせ

八幡・八條図書館12月28日㈫～1月4日㈫